

【狛江市】令和2年度 幼児教育・保育の無償化及び 私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金のお知らせ (新制度未移行園用)



狛江市では将来にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の普及を図ると同時に、少子化対策による子育て世帯の負担軽減のため、私立幼稚園等に通園されている満3歳から5歳の園児の保護者に対し、幼児教育・保育の無償化と合わせて補助金を支給しています。このお知らせを御覧のうえ申請してください。

■狛江市からの補助月額

	月額
施設等利用給付 保護者補助金	(合計) 30,600～35,000円

※所得に関係なく最低月30,600円が補助されます。詳細は「5. 給付金・補助金月額の見方」を御覧ください。(納入した保育料等が上限となります。)

1. 対象者 (下記の条件全てにあてはまる方)

- (1) 狛江市に住民登録があること(園児は必ず、保護者は1人でも可)
- (2) 私立幼稚園等に在園する園児の保護者であり、入園料・保育料等を納入していること
※認定こども園(幼稚園枠)・新制度幼稚園、都が認定する幼稚園類似施設は、専用の案内を御覧ください。
※幼稚園の認可を受けていない施設は、対象とはなりません。
- (3) 満3歳児・3・4・5歳児を通園させている保護者であること

満3歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれて満3歳に達した園児
3歳児(年少)	平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれの園児
4歳児(年中)	平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれの園児
5歳児(年長)	平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれの園児

2. 給付金、補助金の内容

※①～⑤全てについて、納入した保育料等の範囲内での給付・補助となります。

①施設等利用給付(所得制限なし) 上限:月25,700円

私立幼稚園に支払った入園料及び保育料に対する給付

②保護者補助金(所得制限なし(所得・多子世帯に応じて加算あり)) 月額4,900円～9,300円

私立幼稚園等に支払った保育料、入園金、その他納付金に対する補助金

③新入園支度金(所得制限なし) 上限:20,000円(入園時1回限り)

私立幼稚園等に支払った入園料に対する補助金

※転園し新たに入園料を納めた時は、年度が異なる場合のみ対象

④預かり保育補助(保育の必要性の認定が必要) 上限:月11,300円(在籍園の預かり保育:1日上限450円)

私立幼稚園等に支払った預かり保育料に対する給付

※預かり保育の実施時間が少ない園(平日8時間未満又は年間開所日数200日未満)に在籍している場合は、認可外保育施設等の利用も補助対象となります。在籍園が該当するかは所在区市のHPを御覧ください。

※満3歳児は市民税非課税世帯のみ対象(上限16,300円)

「保育の必要性の認定」の基準は、認可保育園の申込基準と同じです。

⑤副食費の補足給付(所得制限あり) 上限:月4,500円

私立幼稚園に支払った給食費実費のうち、副食費(おかず・おやつ等)相当額に対する補助金



3. 給付金、補助金の申請方法

(1) 申請方法、添付書類

【全ての方が園に御提出いただくもの】

①施設等利用給付、②保護者補助金、(③新入園支度金)

在籍園から配布される「狛江市子育てのための施設等利用費請求書及び私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付申請書兼口座振替依頼書(新制度未移行園償還払い用)」に記入し、園に提出してください。(5ページ記入例参照)。

※以下に該当する方は申請書と併せて添付書類が必要です。(在園児で平成31年度中に子育て支援課へ提出済みの方は不要)

(1)平成31年1月2日以降に狛江市に転入した方、又は、他の区市町村に平成31年度の住民税を納めている方

●『平成31年度課税(非課税)証明書』

(平成31年1月1日時点在住の区市町村が発行するもので、所得割課税額、扶養人数等の記載のあるもの)

※両親に所得がある等、保護者のいずれもが配偶者控除を受けていない場合は保護者両方の課税(非課税)証明書が必要です。

(2)平成31年1月1日現在、海外に在住されていた方

●平成30年給与証明等(会社などが発行したもの)、平成30年中(1月～12月)の所得を証明する書類(日本語表記以外の場合は、翻訳したもの)

※令和2年1月1時点も引き続き上記に該当する方は、上記に加え『令和2年度課税(非課税)証明書』(海外在住者は令和元年中(平成31年1月～令和元年12月)の所得を証明する書類)を9月末までに御提出ください。(令和2年度課税(非課税)証明書は6月頃から取得可能です。(取得年度に御注意ください))

(3)ひとり親世帯等の方

「5. 給付金、補助金月額の見方」の【ひとり親世帯等の方】(4ページ)の該当番号に*で記載している書類

【対象者のみ、市へ直接御提出いただくもの】

④預かり保育(保育の必要性の認定が必要)

利用施設から前期分(4月～9月分)の領収証を受領次第、「狛江市子育てのための施設等利用費請求書(償還払い用)」に記入のうえ領収証を添付して10月30日(金)までに提出してください。

※後期分(10月～3月分)も同様に利用施設からの領収証を添付のうえ、令和3年4月28日までに提出してください。

【ご注意ください】

預かり保育の給付対象となるには、利用前に新2号認定(保育の必要性の認定)が必要です。認定を御希望の方は、「狛江市子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書(法第30条の4第2号・第3号)」に添付書類を添えて市へ申請してください。

【保育の必要性とは】

就労・出産・疾病・介護・就学・求職等により、父母や同居親族等の保護者全員が、家庭において必要な保育をすることが困難である世帯が対象です。

⑤副食費の補足給付(世帯年収360万円未満相当の世帯又は第3子が対象)

在籍園から前期分(4月～9月分)の領収証を受領次第、「狛江市実費徴収に係る補足給付補助金交付申請書」に記入のうえ領収証を添付して10月30日(金)までに提出してください。

※後期分(10月～3月分)も同様に利用施設からの領収証を添付のうえ、令和3年4月28日までに提出してください。

※④⑤の請求書等又は保育の必要性の詳細については、市HPにて取得・確認してください。

4. 給付金、補助金の提出書類・支給方法・時期一覧

認定区分※1	給付金、補助金名	提出書類	提出期日	提出先	支給方法
全ての方 (新1号認定、新2号認定)	①施設等利用給付	・狛江市子育てのための施設等利用費請求書及び私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付申請書兼口座振替依頼書(新制度未移行園償還払い用)※2	園が指定する期日まで	園	【年4回】 1回目 4～6月分 2回目 7～8月分 3回目 9～12月分 4回目 1～3月分 ※市から保護者指定口座へ支給します。
	②保護者補助金				
	③新入園支度金 (新入園児のみ)				
新2号認定の方	④預かり保育補助	・狛江市子育てのための施設等利用費請求書(償還払い用)※3 ・利用施設が発行した領収証	前期分(4～9月分) 10月末まで 後期分(10～3月分) 4月末まで	市	【年2回】 1回目(前期分) 12月末 2回目(後期分) 5月末 ※市から保護者指定口座へ支給します。
上記のうち、以下のいずれかの世帯 ・世帯年収360万円未満相当の世帯 ・第3子	⑤副食費の補足給付	・狛江市実費徴収に係る補足給付補助金交付申請書※3 ・園が発行した領収証			

※1 令和元年10月28日付け(10月以降の入園者は入園時)に送付した「狛江市子育てのための施設等利用給付認定通知書」にて御確認ください。(認定区分が不明な方は御問合せください)

※2 平成31年1月1日、又は、令和2年1月1日現在、市内に住所が無い方は別途書類が必要です。(上記参照)

※3 市HP又は市窓口にて取得してください。

全て市から保護者口座へ、
直接振込みます。



5. 給付金・補助金月額の見方(①施設等利用給付、②保護者補助金)

①表1「扶養親族数による市民税所得割限度額表」で19歳未満の扶養親族の人数及びその内訳と、世帯の平成31年度の市(区町村)民税所得割額(9月以降は令和2年度の市(区町村)民税所得割額)を照らし合わせ、該当する階層を確認

②表2「階層別補助限度額表」で該当する階層の第何子に当たるかを確認し(4ページ「◆第何子の数え方◆」参照)、補助限度額を算出 ※表毎の注意事項については、各表を御確認ください。

例として世帯の市民税所得割額が198,000円(子3人:小学校4年生、5歳(年長)、2歳)の場合の見方を表に示しています。

表1 扶養親族数による市民税所得割限度額表

補助金額は、平成31年度(9月以降は令和2年度)の世帯の市(区町村)民税所得割額(住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金控除等の各種控除適用前(調整控除を除く)の額)に応じて決定します。


表1 ※指定都市(近隣では川崎市・横浜市等)で算出された所得割額は、6/8を乗じた額で算出いたします。

			市民税所得割限度額					
19歳未満の扶養親族の人数	扶養親族のうち16歳未満の人数	扶養親族のうち16歳以上～19歳未満の人数	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	第5階層	第6階層
						1人		
2人	1人	1人	66,900円	198,600円	243,700円			
	2人	0人	77,100円	211,200円	256,300円			
3人	1人	2人	生活保護世帯 非課税世帯 ・所得割額非課税世帯	78,000円	205,800円	250,900円		
	2人	1人		88,200円	218,400円	263,500円		
	3人	0人		98,400円	231,000円	276,100円		
4人	1人	3人	19歳未満の扶養人数、その内訳を当てはめる	89,100円	213,000円	258,100円		
	2人	2人		99,300円	225,600円	270,700円		
	3人	1人		109,500円	238,200円	283,300円		
	4人	0人		119,700円	250,800円	295,900円		
5人	1人	4人	第5階層の限度額を超える世帯	100,200円	220,200円	265,300円		
	2人	3人		110,400円	232,800円	277,900円		
	3人	2人		120,600円	245,400円	290,500円		
	4人	1人		130,800円	258,000円	303,100円		
	5人	0人		141,000円	270,600円	315,700円		

表2 階層別補助限度額表

階層	補助金	補助限度額(月額)		
		第1子	第2子	第3子以降
第1階層 ・生活保護世帯 ・第2階層のうち、ひとり親世帯等	施設等利用給付	25,700円		
	保護者補助金	9,300円		
第2階層 ・市民税非課税 ・所得割非課税世帯 ・第3階層のうち、ひとり親世帯等	施設等利用給付	25,700円		
	保護者補助金	6,300円	9,300円	
第3階層 表1に該当する世帯 (世帯年収目安360万円未満)	施設等利用給付	25,700円		
	保護者補助金	4,900円	9,300円	
第4階層 表1に該当する世帯 (世帯年収目安680万円未満)	施設等利用給付	25,700円		
	保護者補助金	4,900円	8,700円	
第5階層 表1に該当する世帯 (世帯年収目安730万円未満)	施設等利用給付	25,700円		
	保護者補助金	4,900円	8,100円	
第6階層 第5階層を超える世帯 (世帯年収目安730万円以上)	施設等利用給付	25,700円		
	保護者補助金	4,900円		

この例だと第4階層の第1子になるので、月額30,600円の補助となります。(納入した保育料等が上限です)



◆第何子の数え方◆

(第1～3階層)生計を一にする兄弟姉妹で何番目にあたるかで数えます。

例: 兄(小学校4年生)→第1子 私立幼稚園等に通園している園児→第2子

(第4～6階層)小学校3年生以下の兄弟姉妹で何番目に当たるかで数えます。

※小学校4年生以上の兄又は姉は含みません。

★【上記の例の場合】第4階層該当のため、小学校4年生以上の兄又は姉は算定対象に含みません。

兄(小学校4年生)→数に含めない 私立幼稚園等に通園している園児→第1子

※兄弟姉妹には、私立幼稚園等の他に認可保育園、認定こども園及び障害児施設等に通う子どもを含みます。

【ひとり親世帯等の方】

ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と生計を一にする世帯に属する者が以下に該当する世帯とします。
(該当する世帯の方は、必要書類(以下の*)を添えて御申請ください)

①生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

②母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない方で現に児童を扶養している方

③身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている方(在宅の方に限る。)

*『身体障害者手帳』の氏名が記載されているページの写し

④療育手帳制度要綱の規定により療育手帳(東京都の場合は愛の手帳)の交付を受けている方(在宅の方に限る。)

*『療育手帳』の氏名が記載されているページの写し

⑤精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(在宅の方に限る。)

*『精神障害者保健福祉手帳』の氏名・生年月日・有効期限が記載されているページの写し(令和2年度有効のもの)

⑥特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の方に限る。)

⑦国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者(在宅の方に限る。)

*『年金証書』の写し

6. 注意

※給付金、補助金は、保護者が私立幼稚園等に納めた入園料・保育料等の範囲内で支給されます。納めた入園料・保育料等の合計が給付、補助額を下回る場合は、納めた金額を上限として支給します。(入園料・保育料には受験料・園バス料・積立金等は含まれません)

※副食費の補足給付及び保護者補助金の審査には、住民税の申告が必要です。申告をしていない方は至急申告をしてください。(住民税未申告等で市(区町村) 民税所得割額が判定できない場合は対象外となりますので御注意ください。)

※所得の判定は、園児と生計を一にしている父母の合算となります。ただし、園児が同一世帯に属している父母以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の扶養家族となっている場合等は、そのすべての方の合算となります。

7. 問合せ先

狛江市 子ども家庭部 児童育成課 幼児教育・保育係(市役所3階)

〒201-8585 狛江市和泉本町1-1-5 TEL03-3430-1111 内線2316・2317・2328、2398

